

### 基本課題 1

#### 男女共同参画を推進する社会システムに向けて

あらゆる分野への男女共同参画を推進する社会システムを構築するには、社会的性別（ジェンダー）の視点を定着、浸透させ、一人ひとりが基本的人権に基づいた男女共同参画の意識を持ち、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要です。

男女共同参画社会基本法は、第 5 条で「男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保される」ことの重要性を規定しており、高槻市男女共同参画推進条例でも、そのことを基本理念（第 3 条）で規定しています。

男女共同参画社会の形成を図るためには、行政や職場、地域などあらゆる分野での活動に男女が共に参加し、その活動の意思決定過程に参画していくことが重要です。女性の社会参加は急速に進んでいますが、政策や方針の立案、決定といった社会的な意思決定に関わっての参画は遅れています。あらゆる分野への女性の参画を拡大するために、高槻市男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会の形成に関する施策の策定と、推進体制を整備することが市の責務として規定され（第 6 条）、市民や、事業者、各種の団体、教育に関わる者の責務（第 7 条～第 10 条）と、市と市民等が協働して男女共同参画社会の形成に取り組むこと（第 11 条）が盛り込まれました。

男女共同参画社会の形成を阻害する要因に、社会の仕組みや慣習の中に固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが挙げられます。家庭や職場、地域等あらゆる場において男女が個性や能力を発揮できるように、社会における制度や慣習を見直していかなければなりません。そのためには、社会的性別（ジェンダー）の視点で、性別役割分担意識の是正に向けて積極的かつ継続的な取組が必要です。また、男女共同参画社会は男女が共に築くものであり、特に男性へのジェンダーにとらわれない意識の浸透を積極的かつ効果的に推進する必要があります。

人間形成に影響を与える教育の役割は非常に大きく、幼稚園・保育所を始め、学校におけるすべての教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育が必要です。また、女性も男性も個性と能力を活かし、社会のあらゆる分野に参画し、生涯にわたって生きがいのある人生を送るために、社会教育や生涯学習の充実が重要です。

## 基本課題 2

### 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現について

少子高齢化、家族の多様化が進む中、男女共同参画社会の形成に向けて、男女が共に職業と家庭生活や地域活動を両立させ、一人ひとりが自立できるようになることが重要な課題です。

男女共同参画社会基本法は第 6 条で、高槻市男女共同参画推進条例は第 3 条で「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げていますが、現実には男性の長時間労働や職場優先の働き方ももたらした固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

市民意識調査でも、女性の職業の有無にかかわらず、女性の方がより多く、家事・育児・介護等の家庭責任と地域活動の双方を担っています。女性の就業が進んでいますが、これまでの「男は仕事、女は家庭」という役割分担が解消されないままに、「男は仕事、女は仕事と家事・育児・介護等」という形で女性の二重の負担構造が再生産されています。男性は、仕事に偏重したライフスタイルを見直し、職場中心の生活から職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。平成 15（2003）年に次世代育成支援対策推進法が制定され、平成 17（2005）年に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）が改正されるなど、仕事と家庭の両立のための環境整備が進められています。

今後、高齢化の一層の進展が予想されますが、女性の介護負担のみならず、女性の平均寿命の長さという点でも、高齢社会の問題は女性問題という側面を強くもっています。介護保険制度が導入され、介護の社会化が進展してきましたが、社会環境の整備とともに、高齢者を支援される人という受け身の存在でなく、社会の重要な担い手として、蓄積した力を発揮し、生きがいを持って健やかに暮らせる社会づくりが大切です。

高槻市内には、多くの外国籍の人が暮らしています。国際交流・国際協力の重要性が叫ばれる今日にあっても、内なる国際化にはまだ多くの課題があります。民族的な差別や偏見が全く解消されたわけではありません。外国籍の女性が抱える結婚や就労上の困難は、性差別と絡まっている場合も少なくありません。様々な文化的・民族的背景をもつ人々が共生する、住みよい地域社会づくりが求められます。

### 基本課題 3

#### 男女の人権を推進・擁護する社会を目指して

人権の尊重は男女共同参画社会の根底を成す最も重要な基本的理念であり、男女共同参画社会基本法や高槻市男女共同参画推進条例においても、5つの基本理念の最初（第3条）に男女の人権の尊重が掲げられています。

女性も男性も、個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会を確保され、それぞれの人権が尊重されることは、男女共同参画社会の前提となるものです。

近年、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）などの女性に対する暴力が、深刻な問題となっています。女性への暴力は、その基本的人権を踏みにじるものであり、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、毎日の生活を脅かすものです。女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければなりません。

さらに女性の人権に関わっては、子どもを産むか産まないか、産むならいつ何人産むかということ、女性自身が選び、決定し、生涯にわたり健康な生活をおくる権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する認識を深めるとともに、その視点に立って、女性の生涯にわたる健康を確保する施策に取り組むことが必要です。

また、一人ひとりの人格や好み、価値観が異なることが自然であるように、性自認（注1）のあり方やセクシュアリティなどが多様であることもまた、自然なことです。セクシュアリティのあり方が周囲と異なるということが、差別や偏見の対象となってはなりません。多様な性のあり方を認めるとともに、性のあり方に中立な施策を推進することが求められます。

日々、メディアから発信される情報は社会に大きな影響を及ぼしています。大量に流される情報の中には、私たちの意識に固定的な性別役割分担を刷り込んだり、性の商品化（注2）などにより女性に対する暴力を助長するものもあり、メディアにおける女性の人権の尊重が求められます。

同時に、発信される情報について、無批判にこれを受け入れるのではなく、主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）を向上させることが必要です。

#### （注1）性自認

「自分は女である/自分は男である」という認識のこと。

#### （注2）性の商品化

女性の性を人格とは無関係に、金銭と交換可能な「モノ」として扱うことをいう。買春やポルノだけでなく、性に関わる女性の身体の一部のみをことさら強調し、興味本位に取り扱ったポスターやCM、イベントなど多様なものが含まれる。



**基本課題 1**

男女共同参画を推進する社会システムに向けて

## 課題 1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現のためには、政策や方針の立案、決定といった社会的な意思決定への女性の参画拡大が重要です。高槻市は、第二次行動計画の審議会等の女性委員比率の目標値である平成 14(2002)年度末 30%の達成に向けて、「審議会等への女性委員登用促進要綱」を定めるなど、登用に努めた結果、女性委員は平成 14(2002)年 7 月には 30.7%に達しています。しかし、女性委員のいない審議会等(49 機関中 7 機関)があるなど、個々の登用状況にはかなりの差が見られます。平成 18(2006)年 7 月現在の女性委員は 31.2%と 0.5 ポイントの上昇に留まっており、女性委員のいない審議会は、58 機関中 10 機関ありますので、今後も今までの成果を引き継いで一層の女性の登用に努めていきます。

男女共同参画を推進する行政において、女性職員が政策立案等の意思決定に参画することは重要ですが、平成 19(2007)年 4 月現在で高槻市の全職員(2,486 人)に占める女性の比率は 29.0%、管理職(790 人)に占める女性の比率は、平成 14(2002)年 4 月現在より 4.7 ポイント上昇したものの 14.7%で、部長級はゼロ、次長級 3 人、課長級 7 人という状況です。

また学校における女性の管理職比率を上げることも、従来からその重要性が指摘されている課題の 1 つです。平成 19(2007)年 5 月現在、女性の教員が 70.5%を占める小学校でも、管理職における女性の割合は 19.5%で、中学校では 18 校中、校長・教頭が各 2 人(11.1%)という状況です。小中学校において、より多くの女性を管理職に登用し、活躍の場を与えることは、児童生徒の将来の目標となるロールモデルを示すことになるという意味でも、男女平等教育にとって重要なことです。

管理職の仕事の見直しを行いながら、女性の採用・登用、職域の拡大、能力開発等、積極的格差是正措置(注)を講じていくよう努めます。

固定的な性別役割分担意識に基づく男性優位の社会システムの中では、女性はその能力を十分に高めることが困難です。高槻市は、男女共同参画センターを中心に女性が社会的な意思決定の場で力を発揮できるように、その能力を高める学習の機会や人材の養成に取り組み、活用にも努めてきました。あらゆる分野での意思決定に女性の参画を拡大するため、さらに女性のエンパワーメントを支援していきます。

女性の勤続年数の長期化により、企業における管理職に占める女性の割合は少しずつ上昇しているものの、まだ女性の係長は 8.2%、部長は 1.8%(厚生労働省・平成 15(2003)年「女性雇用管理基本調査」)に止どまっています。市民意識調査でも、職場における女性の処遇に関し、31.3%の人が「女性の昇進・昇格が遅い、あるいは望めない」と回答しています。これらの調査結果から、企業においてより一層意思決定過程への女性の参画を促進する取組が求められるところです。

地域での女性の参画も遅れています。女性は自治会・PTA・こども会・各種団体等の地域活動、市民活動において主要な担い手として多くの実績を積んできました。しかし、女性の知識や経験、生活者としての多様な視点を反映させる方針決定の場への参画は、いまだ少ない状況にあります。

(注) 積極的格差是正措置

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を解消するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。雇用の場等において、形式的な男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている差を解消するための事業者等が性別に偏りのある職種について男女の一方に特に教育・訓練を行ったり、同一価値労働・同一賃金の原則（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(以下「ILO100号条約」という。))によって給与体系を見直したり、採用に当たっては同じ能力ならこれまでその職種に少なかった性を優先的にとるなどの取組をいう。

具体的施策 1 審議会等委員への女性の参画

施策の方向		事業名	所管課
1	審議会等の女性委員の登用率を、中間年の平成 19 (2007) 年度には 40%以上、最終年の平成 24 (2012) 年度には 50%となるよう努めます。また、引き続き女性委員のいない審議会等の解消を目指します。	審議会等への女性委員登用促進要綱の積極的な運用 (2、3、4 再掲)	男女共同参画課
2	女性の登用を進めるため、委員の公募制を積極的に取り入れることや、職務指定についての見直し等を検討します。	委員の公募制や職務指定についての見直し等の検討 審議会等への女性委員登用促進要綱の積極的な運用 (1、3、4 再掲)	各担当課 男女共同参画課
3	団体等に委員の推薦を依頼するときは、団体の長や役職に限定せず、女性の推薦について協力を求めるよう、引き続き働きかけます。	審議会等への女性委員登用促進要綱の積極的な運用 (1、2、4 再掲)	男女共同参画課
4	女性人材リスト登録者の審議会等の委員への登用に一層努めます。	審議会等への女性委員登用促進要綱の積極的な運用 (1、2、3 再掲)	男女共同参画課

(注) 女性人材リスト登録者

高槻市審議会等への女性委員登用促進要綱及び女性人材リスト実施要領に基づき、次の要件を満たし登録された 70 歳以下の女性

- (1) 市内に在住又は在勤している者
- (2) 男女共同参画センター主催の人材養成講座を修了し、かつ、市が指定した講座等を受講した者

具体的施策 2 女性職員、女性教員の登用

施策の方向		事業名	所管課
5	女性職員、教員に対して登用試験の受験を積極的に働きかけるとともに、受験状況等の調査分析を行い、サポートする環境を整えます。	女性職員の管理職等への積極的登用 女性教職員の管理職登用の促進 女性管理職登用促進のための環境整備	人事課 教職員課 人事課 教職員課
6	人事院が平成 17 年 12 月に改定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を参考に、数値目標を設定するなど男女職員間の格差の計画的な解消を目指します。	女性職員の職域拡大等 男女職員間の格差の計画的な解消	人事課 人事課 教職員課
7	女性職員、女性教員がエンパワーメントできるような研修を実施する等の積極的格差是正措置を講じます。	市職員に対する能力開発につながる研修の充実 男女共同参画に関する研修資料の整備 教職経験者・学校経営研修等の充実	職員研修所 職員研修所 男女共同参画課 教育センター

具体的施策 3 女性の人材の養成・活動支援

施策の方向		事業名	所管課
8	女性が能力を伸ばし積極的に参画できるよう、男女共同参画センターにおいて人材養成のための講座を継続して実施し、女性の能力の開発及びその育成を図ります。	エンパワーメント講座、企画力養成講座等の開催	男女共同参画課
9	女性人材の活用を図るため男女共同参画センターの講座の運営委託や、教育、地域活動への活躍の機会を図ります。	男女共同参画センターの講座修了生等に対する講座運営の委託(19再掲) 指導者育成 学習機会の提供  男女共同参画に関する団体活動への支援 女性の人材発掘・育成に努める	男女共同参画課  社会教育課 社会教育課 公民館 社会教育課 社会教育課

具体的施策 4 企業や団体への啓発・支援

施策の方向		事業名	所管課
10	企業における男女の格差の是正に関して、積極的格差是正措置への理解と導入に向けた啓発を行います。	商工会議所や高槻地区人企連会員への啓発(41 再掲)	労働福祉グループ
11	企業の男女共同参画意識の醸成に向けた研修について、情報提供や出前講座等の支援を行います。	関係機関との連携による企業の男女共同参画研修への情報提供等(16 再掲)	労働福祉グループ
12	自治会、PTA等の地域活動の代表者や役員、リーダーへの女性の参画を進めるため、男女が共に責任を負って活動を担うシステムづくりを働きかけます。	女性の参画を関係団体等へ働きかける  コミュニティセンター施設の充実 男女共同参画に関する情報・図書資料の充実  コミュニティ活動への参画促進 コミュニティ市民会議への助成 コミュニティ活動への援助 NPO等市民公益活動への支援 消費者団体への支援 消費者活動への参画促進 環境保全活動への参画推進  学校施設の有効利用 社会教育施設における設備の充実	男女共同参画課 社会教育課 青少年課 公民館  コミュニティ推進課 コミュニティ推進課  コミュニティ推進課 コミュニティ推進課 コミュニティ推進課 コミュニティ推進課 消費生活センター 消費生活センター 環境政策室政策グループ  学務課 社会教育課

## 課題2 男女共同参画に向けての意識形成

男女の固定的な役割分担意識や、それに基づく制度や慣習などは、職場、家庭、地域などに根強く残っています。市民意識調査でも、男女の地位の平等に関して、女性、男性ともに半数を超える人が「職場」、「社会通念や慣習の面」においては「平等になっていない」と回答しています。また、「男は仕事、女は家庭」の考え方に賛成する人が35.4%（女性27.6%、男性46.0%）、反対する人は29.2%（女性33.1%、男性23.6%）で、「どちらともいえない」といった固定的な役割分担について明確な意見を持たない人が34.6%（女性38.6%、男性29.5%）となっています。総理府の全国調査（平成12（2000）年1月）と比較しても、固定的な役割分担を支持する割合が女性で6.3ポイント、男性で16.4ポイント高くなっています。

また、地域の伝統、しきたりの中には男性優位の慣行が引き継がれています。これらの意識や慣行は、次代を担う世代にも固定的な性別役割分担意識を再生産することにつながります。

男女共同参画社会基本法は、第4条で「社会における制度又は慣行についての配慮」を掲げて、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会制度や慣行が男女に中立なものになるよう配慮を求めています。どのようなライフスタイルを選択しても不利・不平等をこうむることのないよう、社会保障制度や税制のあり方等についても、現在幅広い論議が行われています。高槻市男女共同参画推進条例でも、第3条において制度や慣行に対する配慮を行うよう規定しています。

男女共同参画社会の実現を目指して、高槻市では多くの講座を設けて啓発に取り組んでいますが、市民意識調査の結果を見る限り、十分な成果を挙げているとはいえません。男女共同参画の視点に立って、多様な媒体・機会を通じて広報・啓発活動を一層展開し、幅広く意識啓発に取り組むよう努めます。

特に意識調査で不平等感の強かった「職場」、「社会通念や慣習の面」、また固定的な役割分担に賛成派の多い「男性」に対する啓発が課題です。男性については職場での研修が最も参加しやすいので、事業者と連携した取組を進めていきます。

男女共同参画センターは、学習活動、男女共同参画に取り組む団体・グループの交流支援、女性相談事業など、男女共同参画社会に向けた拠点施設として大きな役割を果たしています。今後とも、啓発事業、学習講座、相談事業、交流、情報提供等の機能の充実強化に努めていきます。

具体的施策 5 社会制度、慣習等の見直し

施策の方向		事業名	所管課
13	現行の社会制度や法律などについて、男女共同参画の視点から読み解くための情報提供等に努めます。	男女共同参画に関する図書・資料の充実(17、20、72、75再掲) 男女共同参画に関する図書・資料の充実(17、72、75再掲) 男女共同参画に関する図書・資料の充実	男女共同参画課 人権室 図書館
14	地域の伝統やしきたりに根付いている固定的な役割分担の実態把握に向けた調査を行い、古い意識や慣習にとらわれない多様な男女のイメージの浸透を図ります。	男女共同参画に関する市民意識・実態調査の実施(78再掲)	男女共同参画課

具体的施策 6 多様な学習・啓発活動

施策の方向		事業名	所管課
15	男女共同参画を推進するための学習活動が女性だけのものではなく、男女が共に学べるプログラムで実施されるよう工夫します。	男女共同参画に関する学習・講座の充実(32、72、75再掲) 女と男のつどい・シンポジウム等の開催(72、75再掲) 地域への出前講演会の開催 高槻市人権啓発推進協議会における講座等の開催(69、72、75再掲) 人権を考える市民のつどい等の行事・講座等の開催(69、72、75再掲) 男女の意識変革のための講座の実施	男女共同参画課 社会教育課 公民館 男女共同参画課 男女共同参画課 人権室 人権室 男女共同参画課 公民館
16	男女共同参画に関する男性の理解を深めるため、企業内での取組を働きかけるとともに、研修に関して高槻市からの情報提供や出前講座などの支援を行います。	関係機関との連携による企業の男女共同参画研修への情報提供等(11再掲)	労働福祉グループ

17	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)、DV防止法など、男女共同参画に関する法律や救済制度を、誰にでも理解し活用できるよう、わかりやすい広報や情報の提供に努めるとともに、学習の機会を拡充し、法識字(注)を促進します。	<p>広報紙による広報活動の充実(72、75 再掲)</p> <p>情報交流誌等の発行(72、75 再掲)</p> <p>男女共同参画に関する図書・資料の充実(13、20、72、75 再掲)</p> <p>男女共同参画に関する図書・資料の充実(13、72、75 再掲)</p>	<p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>人権室</p>
----	---	--	---

(注) 法識字

自分にどんな権利があり、その権利を行使するために、どのように手続きすれば良いかを理解する能力。また、法律や関連の制度の存在を知り、その知識を使いこなすことのできる能力をいう。

具体的施策7 男女共同参画センターの取組

施策の方向	事業名	所管課
18	男性やフルタイムで働く女性の利用など、多様な就業形態に配慮した開講日等の設定を検討します。また保育付き講座等の拡充に努めます。	<p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p>
19	<p>人材養成講座等の修了者の活動の場を広げたり、男女共同参画に取り組む団体・グループのネットワーク作りを支援するなど、修了者の力量アップやグループの交流を促進します。</p>	<p>男女共同参画センターの講座修了生等に対する講座運営の委託(9 再掲)</p> <p>男女共同参画に取り組む団体・グループのネットワークづくり</p> <p>男女共同参画講演会・研修会・講座等の事業に対する支援</p>
20	男女共同参画に関する調査研究を進め、図書やビデオ、行政資料等の情報の収集、提供の充実とともに、ドーンセンターとの連携強化を図ります。	<p>男女共同参画センターの充実</p> <p>男女共同参画に関する図書・資料の充実(13、17、72、75 再掲)</p> <p>府・他市との連携の強化</p>

### 課題3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の形成に向けて、教育・学習の果たす役割は非常に大きいものがあります。保育所・幼稚園から小・中学校の全ての教育課程において、一人ひとりの児童生徒の人権を尊重し、男女共同参画を推進する教育を体系的、継続的に実施することが重要です。

高槻市では、男女平等教育の取組の1つとして、平成3(1991)年度に全国に先駆けて幼稚園・小学校で男女混合名簿を導入し、平成10(1998)年度には中学校を含めたすべての学校で実施されています。また、平成11(1999)年3月には「男女共生教育指導の手引き」を作成・配布するなど、男女平等教育の推進に努めてきました。

今後は「男女共生教育研究指定校」で取り組まれた男女共同参画の視点に立った教育を市内全校に広め、継続的に取り組んでいきます。また、学校と家庭、地域が共通の問題意識を持って協力して取り組むことで連携の強化を図ります。

市民意識調査では、子どもの育て方では、「女らしさ・男らしさ」にこだわる人が59.3%であるのに対し、こだわりなく育てるとする人は34.3%です。子どもの将来像は女の子、男の子ともに1番に「思いやりのある人」となっていますが、次に女の子には「家庭を大切にする人」、「素直な人」、男の子には「責任感の強い人」、「判断力のある人」を挙げており、子どもの性別により期待する将来像に違いが見られます。このことは、家庭において親から子へジェンダーに基づく性別役割分担意識が影響を与えている場合があることを示しています。家庭において子どもたちに固定的な役割分担意識が再生産されることのないよう、大人が変わっていくような取組も必要です。

女性も男性もそれぞれの個性と能力を活かして、社会の様々な分野に参画することができるよう、学習の機会が生涯にわたって確保されていることが重要であり、男女の自己実現を可能とする社会教育や生涯学習の充実を目指します。

#### 具体的施策8 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育

施策の方向		事業名	所管課
21	すべての学校において、男女共同参画の視点に立った教育を推進する計画を作成し、継続的に取り組めます。	人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画に基づく「男女平等教育」の推進・充実	指導課
22	男女共同参画の視点に立った教育を継続的に実施するため、担当する教職員や当該教職員を指導する専門的な教職員を養成します。	校長・教頭及び人権教育担当教職員を対象とする研修講座の充実	教育センター

23	教員自身が自らの生き方を問い直し、家庭や職場の人間関係の問題点を認識し、改善することができる研修を、参加しやすい曜日・時間に配慮して実施します。	教職員に対する研修の充実	教育センター
24	男女共同参画の視点に基づく教材の開発に取り組みます。	固定的な性別役割分担意識の是正に向けた教材の研究等	保育課 指導課
25	教育活動における隠れたカリキュラム(注)の解消に引き続き努めます。	隠れたカリキュラムの見直し	指導課
26	男女共同参画の視点に立った教育や隠れたカリキュラムの点検に外部評価の考え方を導入し、NPOや人材養成講座で研修を積んだ女性等の参画を図ります。	外部人材による点検・評価	指導課
27	学校で行われている男女共同参画の視点に立った教育と家庭教育の連携を図るため、積極的に情報を提供するとともに、教職員と保護者が共に学習する機会を持ちます。	家庭教育と連携した男女平等教育の推進	指導課
28	幼児期からの男女共同参画の視点に立った教育の重要性を認識し、保育士・幼稚園教諭の研修を実施します。	幼児教育・保育関係者指導者研修の充実(71再掲)	保育課 教育センター
29	学校、保育所・幼稚園において、制服や教材、持ち物、おもちゃ、遊び等を男女共同参画の視点から点検し、改善を行います。	幼稚園や保育所での指導の中で男女平等観に立った教育の推進(71再掲)	保育課 指導課
30	圧倒的に女性比率が高い保育士、幼稚園教諭に、男性を積極的に採用します。	あらゆる職場への両性の配置	人事課 総務課
31	学校、保育所・幼稚園で、とりわけ父親の育児や保護者会活動の参加を促し、また「男女共同参画週間」に合わせて、男女共同参画への理解を深める諸行事を設定するなど、効果的な取組を検討します。	男女共同子育ての推進 男女共同子育ての推進(50再掲) 「男女共同参画週間」の趣旨の啓発等	保育課 指導課 保育課 指導課

(注) 隠れたカリキュラム

学校教育の中で、固定的な男女の役割分担意識を無意識に子どもたちに伝達していることをいう。具体的には、教科書などの教材選択、記述・イラスト等を通して描かれる女性(男性)像、学習場面での教師の教え方や何気ない言動、学校行事における男女の役割分担などがある。

具体的施策 9 男女共同参画に向けた社会教育・生涯学習

施策の方向		事業名	所管課
32	男女共同参画社会の実現に向けた多様なテーマを掲げ、働く女性や男性が参加しやすい曜日・時間に配慮して講座等を開催します。	男女共同参画に関する学習・講座の充実(15、72、75 再掲)  大学の開放講座への参加促進 系統的な学習・講座の充実	男女共同参画課 社会教育課 公民館  社会教育課 公民館
33	研修講座等の企画運営に当たっては、男女共同参画に取り組むNPO等や男女共同参画センターで学習した市民との協働も視野に入れて取り組みます。また保育付き講座等の拡充に努めます。	生涯学習体系の整備促進  生涯学習情報ネットワークづくり  講座等の開催に伴う保育の拡充	文化振興課 社会教育課  文化振興課 社会教育課 社会教育課 公民館
34	幼少期からの親の行動や生活習慣等が、子どもの持つ男女平等感、性別役割分担意識に大きく影響することから、子どもが性別にとらわれず、その個性と能力を伸ばすことができるよう、家庭における学習の機会や情報の提供を拡充します。	学び舎ネット(家庭教育学級)の推進  乳幼児セミナーの開催 男女共同参画に関する図書・資料の充実	社会教育課  公民館 公民館



## 基本課題 2

職場・家庭・地域における男女共同参画の実現について

## 課題4 働く場での男女平等の推進

平成11(1999)年4月に改正男女雇用機会均等法が施行され、募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階において女性労働者に対する差別が禁止されましたが、職場での男女平等にはまだ多くの課題が残されていました。そこで、国では、平成19(2007)年4月に、間接差別(注1)の禁止などの性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などを含んだ改正男女雇用機会均等法を施行されたところです。

市民意識調査では、職場における女性の処遇に関し、3人に1人が「女性は男性の補助業務や雑用が多い」「女性の昇進・昇格が遅い、あるいは望めない」と答えています。また3割近くの人が「女性にはつけないポスト・職種がある」「募集人数や採用条件で、女性は男性より不利である」「同期に同年齢で入社した男性との賃金・昇給の差がある」と回答しています。

本市女性の労働力率は、全年齢階層において全国平均を下回っています(平成12(2000)年の国勢調査)。また労働力率が最も低くなる30歳から34歳の育児期は49.1で、平成7(1995)年の国勢調査時より6.2ポイント上昇したものの、全国平均(57.0)を下回る大阪府平均(51.0)よりもさらに低くなっています。

市民意識調査で20歳・30歳代女性の未就労の理由を見ると、「子どもが小さいから」が過半数を占めています。また、女性の就労継続を困難にしている要因として、「保育所、学童保育の不備」や「家事」を挙げる人が、男女ともに2人に1人を占めています。その背景には、女性が出産、育児のために仕事を離れざるをえない状況や、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な役割分担意識が根深くあることがうかがえます。女性が働き続ける上で、出産や育児が障害とならないよう、保育所の整備を始めとする社会的支援を充実させるとともに、職場において、出産、育児を理由とした差別的な処遇がなされることのないよう、男女の均等な機会と待遇の確保に向けて取り組みます。

セクシュアル・ハラスメント(注2)の防止・対策をそれぞれの事業所の責任において実施することも求められます。市民意識調査では「セクシュアル・ハラスメントの経験」を女性に限ってみると、勤め人(フルタイム、契約・派遣)の被害経験者が多いことがわかります。職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、女性を働く対等なパートナーとして見ない男性の価値観や職場環境のもとで起こるものであり、女性の人間としての尊厳を傷つけ、働く権利を侵害するものです。防止に向けた啓発等の取組を強化していきます。

これらの状況を改善し、男女が平等で、生き生きと働ける職場環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法の履行確保などの啓発に一層努めるとともに、積極的格差是正措置を事業主に働きかけます。

現在、経済状況の悪化のなかで、時間外労働の長時間化や休日出勤など、長時間労働の問題が浮彫りになっています。また、女性の深夜労働の大幅な緩和によって、深夜労働に従事する女性も増えています。すべての男女が働きながら家庭責任を担うことができるよう、改正育児・介護休業法の施行等により制度が整備されつつありますが、引き続きより良い労働環境づくりに向けて取り組んでいくことが必要です。

また、近年、パートタイム労働、派遣労働、SOHO(注3)などの働き方が増え、女性

がその中心的な担い手となっています。このような就労形態は、多様な働き方を可能にする利点がありますが、その反面、不安定で劣悪な環境に置かれているものも少なくありません。直接、女性を不利な地位に置くもののみならず、結果として男女間に大きな格差が生じている間接差別についても、企業に対する啓発を行っていきます。

近年、女性による起業が増えています。主婦から起業したケースや他の職業に従事していたケースなど、起業に至る背景は様々ですが、そこに共通しているのは、自分らしく力を発揮して社会に役に立つことをし、自分の力で報酬を得たいという切実な願いです。しかし、女性起業家やそれを目指す人々を取り巻く環境は厳しく、融資を受ける際の扱いを始め、女性であるがゆえの様々な困難に直面しています。女性起業家を巡るこうした問題を解消するとともに、起業を女性の社会参画の一翼を担うものとして位置付け、女性起業家の育成と支援を行っていくことが求められます。

また、生産や経営等を担う自営業に従事する女性の労働条件の改善に向けて、関係機関と連携した取組が求められています。家族従業者である女性は、生産や経営の重要な担い手であるにもかかわらず、それに見合う報酬を得ていない場合も多く、また家事・育児も含めて過重な負担を背負っています。家族経営協定（注 4）を含め、男女共同参画を実現するための啓発活動を実施していきます。

#### （注 1）間接差別

一見、性に中立的な基準であっても、実態において性に偏りがあるため、各性間に不平等をもたらすものをいう。平成 19（2007）年 4 月施行の改正男女雇用機会均等法では、外見上は性に中立的な要件でも、省令で定めるものについては、業務遂行上の必要などの合理性がない場合は、間接差別として禁止すると定めている。

#### （注 2）セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など、様々な態様のものが含まれ、雇用の場に限らず、学校や地域社会でも問題になっている。特に雇用の場においては、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応をするために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」（男女雇用機会均等法第 11 条第 1 項）とされている。

#### （注 3）SOHO（Small Office Home Office）

企業に属さない個人起業家や自営業者などが、情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態。

(注4) 家族経営協定

個々の世帯員が対等の立場で共同して経営体づくりとその運営に参画できるように、家族農業経営を構成するそれぞれの家族間において、就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを行うこと。

具体的施策 10 均等な機会と待遇の確保

施策の方向		事業名	所管課
35	男女雇用機会均等法の履行確保を企業に啓発します。	市ホームページへの掲載 ワーキングニュースの発行(49再掲)	労働福祉グループ 労働福祉グループ
36	女性労働の実態把握に努めるとともに、労働相談に見られる実態をジェンダー、男女共同参画の視点で分析し、職場での差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、パート労働等の女性の就労に関する問題を整理して、労働施策に活かします。	女性労働者の実態把握 労働相談の充実(37再掲) 女性労働に関する啓発資料の配布 就労支援セミナー等の開催	労働福祉グループ 労働福祉グループ 労働福祉グループ 労働福祉グループ
37	セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発等を強化します。	セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発 労働相談の充実(36再掲)	労働福祉グループ 労働福祉グループ
38	男女が平等に働ける環境を整備するため、性別による固定的な役割分担意識を解消するための啓発に努めるとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)の普及や長時間労働の解消を事業主、男女労働者の双方へ啓発します。	勤労者等を対象とした法律セミナーの実施 育児・介護休業法の啓発(47再掲) 変形労働時間制・裁量労働時間制の導入が長時間労働につながらないよう啓発(48再掲)	労働福祉グループ 労働福祉グループ 労働福祉グループ
39	高槻市が男女共同参画のモデル職場となるよう、職員への研修等に努めるとともに、男性職員の育児休業、介護休業の取得等を進めます。	市職員への男女共同参画研修の充実 男性職員の育児休業、介護休業の推進 職場での旧姓使用制度の周知	職員研修所 男女共同参画課 人事課 人事課

40	高槻市において、職場でのセクシュアル・ハラスメントの根絶を目指し、実効あるシステム作りに引き続き取り組めます。	セクシュアル・ハラスメント防止啓発と相談体制の充実	人事課
----	---	---------------------------	-----

#### 具体的施策 11 積極的格差是正措置への働きかけ

施策の方向		事業名	所管課
41	職場における男女間の格差を解消するため、積極的格差是正措置についての事業主の理解を促進します。	商工会議所や高槻地区人権推進員企業連絡会会員への啓発(10再掲)	労働福祉グループ
42	女性の就業促進、職域拡大等に貢献した事業所を市民に周知するなど、男女共同参画に積極的に取り組む企業を奨励します。	積極的に男女共同参画に取り組む企業の周知、奨励	労働福祉グループ
43	企業における男女共同参画の取組を促すため、高槻市が入札業務において、事業所における男女共同参画の取組状況を考慮する仕組みを検討します。	国等における検討状況等の情報収集・研究	契約課 労働福祉グループ

#### 具体的施策 12 多様な働き方への支援

施策の方向		事業名	所管課
44	パートタイム労働者や派遣労働者の就業環境の整備、労働条件の改善を図るため、同一価値労働・同一賃金の原則( IL0100 号条約 ) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「パートタイム労働法」という。 ) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。 ) などの周知普及や、情報提供、啓発に取り組めます。	雇用に関する情報の収集と提供 パート等就労相談会の実施 IL0100 号条約、パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知等	労働福祉グループ 労働福祉グループ 労働福祉グループ

45	<p>個人としての能力を一層活かすために、起業に取り組む女性に起業支援セミナーの開催や情報提供などの支援を行います。</p>	<p>職域拡大の促進 再就職機会拡大の推進 再雇用制度の啓発 在職者能力開発事業の実施 女性の起業支援のための講座等の実施 起業支援セミナーの開催と起業支援</p>	<p>労働福祉グループ 労働福祉グループ 労働福祉グループ 労働福祉グループ 男女共同参画課  商工観光グループ</p>
46	<p>商工業等の自営業における女性家族従業者の実態調査について、関係機関への働きかけを行うとともに、その実施状況や内容を踏まえて対応します。</p>	<p>家内労働者の労働条件向上の啓発 商工業等の自営業における女性家族従業者の実態調査の国・府への働きかけ 高槻市勤労者互助会の充実 高槻商工会議所を通じた、経営相談や情報提供による職業能力の向上 経営技術の向上及び情報の収集・提供に努める 各種諸制度の運用拡大を図るよう関係機関へ働きかける</p>	<p>労働福祉グループ 労働福祉グループ  労働福祉グループ 商工観光グループ  農政グループ  農政グループ</p>

## 課題5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

市民意識調査では、家事・育児等の家庭責任は圧倒的に女性の分担となっています。その背景には、「男は仕事、女は家事・育児」との性別による固定的な役割分担意識が根強く存在し、男性は、長時間労働による職場中心の生活となり、家庭責任を果たせない状況があります。

家事・育児の女性への過度な負担は親子関係においても問題を生じています。子どもの年齢が低いほど育児負担は母親に重くのしかかり、身体的及び精神的疲労はピークに達しています。また、アレルギー疾患を始めとする様々な子どもの疾患や子どもの競争を煽る風潮など、子育てにおける困難な要因が増す一方で、それを支える家族や地域の関係が希薄化していることが相まって、母親のストレスや育児不安が増大し、子育てに喜びを見い出せない、あるいは子どもの将来に夢が描けない母親が多くなります。他方で、過度に子どもに関わり、子どもの自立の芽を摘んでしまう過保護や過干渉も問題になっています。性別役割分業にとられることなく、自分らしく生き、子どもと関わり、夫婦が対等なパートナーとして豊かな関係を築いていけるように、啓発と支援を強めていくことが重要です。また、親と子が孤立することのないように、きめ細かい子育て支援を行い、必要に応じて援助を行うとともに、親子関係を見つめ直す機会を提供することが求められます。

近年、晩婚化、非婚化の傾向が見られます。これは、「結婚して一人前」、「女の幸せは結婚して母親になること」といった古い社会規範の希薄化という意味では、決して否定的な事象ではなく、ライフスタイルの多様化として捉えることができます。

しかし、とりわけ女性の場合、「結婚生活や子育てに夢が描けない」、「結婚や出産によって、今までのライフスタイルを断念せざるを得ない」ということが晩婚化、非婚化の要因となっている面もあります。性別役割分業意識を問い直し、自立した個人として個性豊かな家族関係が築けるような啓発、支援策を講じることが必要です。

離婚の増加等による家族の多様化とともに、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭では、母子家庭の経済的不安、父子家庭の子育て・家事の不安があります。家族が多様化するなか、自らの意思で多様な生き方が選択できるような力をつけること、とりわけ女性は経済的自立、男性は生活面での自立が課題となっています。さらに、諸困難を抱えるひとり親家庭が、困難を乗り越え、自立して生きていくための適切な支援が求められます。

男女共同参画社会の形成には、男女が共に家庭生活と職業・地域生活の両立を図ることができるようすることが重要です。そのためには、労働時間の短縮の促進と共に、育児・介護休業制度の普及・取得の促進、性別による固定的な役割分担の解消に向けた啓発などに努める必要があります。特に、男性の家庭と職場の両立支援のために、男性を対象とした育児、介護等に関する学習の機会を提供し、女性にこれらの役割を固定化させないような取組を推進していきます。

男女が安心して働き続けるためには、子育ての問題は最も重要な要件であり、子どもが健やかに育つ子育て支援の充実が必要です。仕事と子育ての両立支援として、国では平成15(2003)年に、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法を制定し、平成16(2004)

年には、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、地域における子育て支援の一層の充実等に取り組むための具体的な実施計画である、子ども・子育て応援プランを制定しました。多様なニーズに対応した子育て環境の整備や相談体制の拡充、地域社会による支援の充実に努めていきます。

### 具体的施策 13 男女で担う家庭責任

施策の方向		事業名	所管課
47	女性も男性も共に育児・介護の家庭責任を果たせるよう、労使双方に対し、育児・介護休業法の周知を図り、男女が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに努めるよう啓発します。	育児・介護休業法の啓発(38再掲)	労働福祉グループ
48	長時間労働が男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、企業に対し労働時間短縮の啓発を行います。	変形労働時間制・裁量労働時間制の導入が長時間労働につながらないよう啓発(38再掲)	労働福祉グループ
49	性別による固定的な役割分担意識を解消する啓発を一層推進し、特に、男性の子育て・介護等への参加を促す実践的な取組を展開します。家庭生活への支援に関わる「ママパパ教室」等の事業は、男女の参加を前提として企画実施し、働く男性が参加しやすい日程や場所を工夫するなど、多彩で効果的な取組を行います。そのためには、企業に対し、子育てや介護への男性の参加の理解を促す働きかけを行います。	ワーキングニュースの発行(35再掲) 男女共同の家庭責任についての学習・講座の実施 家事・育児・介護等における男女共同責任の認識の浸透  育児・介護休業等の男性の取得を促進するための啓発の推進  多様化する個人・家庭に対する理解と認識の浸透  ママパパ教室、もぐもぐ教室の実施(92再掲)	労働福祉グループ  公民館  男女共同参画課 保育課 高齢福祉課 社会教育課 公民館  男女共同参画課 保育課 社会教育課 公民館  男女共同参画課 社会教育課 公民館  健康増進課
50	学校は学校行事や参観懇談に仕事を持つ保護者が参加しやすいように配慮し、教育・子育てへの男性の積極的な参加を促す工夫をします。	男女共同子育ての推進(31再掲)	指導課

具体的施策 14 多様なニーズに対応する子育て環境の整備

施策の方向		事業名	所管課
51	保育所における待機児童の解消のため、引き続き、入所枠の弾力的運用を積極的に行うとともに、保育環境が悪化しないよう、適切な対策を実施します。	保育所の整備 民間(認可)保育所の運営費の助成 待機児童の解消 保育所定員枠の弾力的運用	保育課 保育課 保育課 保育課
52	認可外保育所における保育内容等の向上に向け、適切な指導等を行います。	認可外保育所に対する指導等	法人指導室 保育課
53	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、保育需要を踏まえつつ、必要に応じて延長保育、一時保育、病後児保育の拡大に努めるとともに、休日保育、病児保育の実施について検討します。また、検討に当たっては、行政が担うべき役割を踏まえながら、効果的、効率的な保育サービスの提供の視点から、民間活力の導入を図ります。	延長保育の充実 一時保育の充実・緊急一時保育の実施 病児保育(病後回復期)の実施 産休明け保育に関する調査研究 休日保育の実施の検討 障害児保育の充実	保育課 保育課 保育課 保育課 保育課 保育課
54	ファミリーサポートセンター(注)の運営や子育てに関する相談・情報の提供、地域の子育てサークルへの支援など、家庭や地域の子育て機能、環境の充実に努めます。	ファミリーサポートセンター事業の推進 現任保育者の研修・研究活動の充実 子育て相談の充実  子育て支援の充実  子育てネットワークづくり支援 子育てハンドブックの作成配布  コミュニティセンターの子どもへの開放	子育て総合支援センター 保育課 保育課 子育て総合支援センター 保育課 子育て総合支援センター 保育課 子育て総合支援センター 子育て総合支援センター コミュニティ推進課
55	保育所・学校給食において、食の安全に向けた取組を推進するとともに、栄養バランスのとれた食事を提供し、望ましい食習慣の確立を図るとともに、アレルギー疾患児等の食事に配慮します。	保育所・学校給食における食の安全に向けた取組等の推進 保育所・学校給食を通しての食育の推進	保育課 保健給食課 保育課 保健給食課

56	予防接種や子どもの病気などに関する情報の提供と相談に努めます。	予防接種手帳の発行等による情報提供等	健康増進課
57	安心して子育てができる環境を整備するため、教育費の軽減や、乳幼児医療の助成、児童手当等の支援に努めるとともに、その充実を国・大阪府に要望します。	所管の支援及び国・府への充実要望	学務課 医療課 児童福祉課
58	学童保育の充実については、社会環境の変化に即してそのあり方を検討します。	学童保育事業の充実・発展 学童保育施設の整備改善	青少年課 青少年課

(注)ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織。

#### 具体的政策 15 ひとり親家庭への支援

施策の方向		事業名	所管課
59	ひとり親家庭では、仕事・育児・家事を一人で担っていく必要から経済的・身体的、精神的な負担が大きいと、相談体制の充実や自立支援に向けた取組を推進します。また、生活困難を抱えた家庭には適切な生活援助を行います。	母子家庭等就業支援事業の実施	児童福祉課
		母子寡婦福祉資金貸付事業の実施	児童福祉課
		母子家庭・父子家庭介護人派遣	児童福祉課
		母子家庭のための交流の場の提供	児童福祉課
		母子自立支援員による相談等の充実・周知（78 再掲）	児童福祉課
		保育所入所への配慮	保育課
		ひとり親家庭に対する医療費の助成	医療課
	女性相談の充実・周知（78 再掲）	男女共同参画課	

## 課題6 高齢者等が生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備

高齢化の進行に伴い、高槻市における高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者の割合)は、平成5年(1993)年3月末の9.4%から、平成19(2007)年3月末では20.0%と、ほぼ2倍に急増しています。また高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、平成12(2000)年の国勢調査では、75歳以上の高齢者人口の約3分の2、65歳以上の単身高齢者の72.6%が女性となっています。高齢社会は、女性により大きな影響を及ぼす切実な問題です。

介護保険制度が導入され、介護を社会全体で支えることとなり、家族介護の負担の軽減化が図られてきています。しかし、市民意識調査では、介護の負担が女性の側に偏っている現状があり、女性の社会的活動への参加を妨げる要因にもなっています。介護を必要とする高齢者、また介護する家族が、必要に応じた質の高いサービスが受けられるよう介護保険制度の一層の定着を図り、高齢者が安心して暮らせる環境整備に努めます。

単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加するに伴い、介護を必要とする人だけでなく、自立して生活するには不安がある高齢者が増加します。市民意識調査では、高齢期の生活について不安に思うことの第1位は、「健康で過ごせるか」(61.2%)で、これに次いで「経済的にやっていけるか」(54.6%)、「介護が必要になったとき、十分なサービスを受けられるか」(45.1%)が続いています。こうした高齢者が安心して暮らせるような施策の充実を推進します。

また、高齢者は、社会的活動から引退した存在でなく、社会を支える重要な構成員です。市民意識調査では、60歳以上の女性の34.5%が「教養や趣味、スポーツなどの活動」に参加し、「自治会・町内会などの地域活動」(8.4%)、「高齢者や障害者の世話など社会福祉に関するボランティア活動」(6.9%)にも従事しています。高齢者が生きがいを持って社会参加ができるよう、男女共同参画の視点に立って、学習の機会や交流の場の提供を行うとともに、積極的な社会参加活動への機会づくりに努めます。

高齢社会が進行する中で、在宅高齢者の見守りなどの支援をし、福祉のまちづくりを市民と行政が協働して行うことが求められています。市民意識調査でも、福祉のまちづくりのような社会貢献活動に対し、「積極的に活動したい」、「機会や条件が合えば活動したい」と答える女性が、各年代で6割から8割を超えています。これからの社会の新しい活力を生み出す活動として支援し、連携を深めることが大切です。

障害のある人が男女を問わず、住み慣れた地域の中で安心して生活し、その能力や意欲を發揮しながら社会参加するために、その障害の程度や経済的な状況に応じた多様なサービスの提供、相談・支援体制の整備を図っていきます。

具体的施策 16 介護保険制度の円滑な運営

施策の方向		事業名	所管課
60	介護サービスについての相談体制の充実を図り、介護を必要とする人が気軽に適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度やその内容について、啓発、情報提供に努めます。また、サービスを供給する事業者への指導に努めます。	介護保険制度やその内容の周知普及 介護相談員派遣事業の実施 介護支援専門員及びサービス事業者への研修	介護保険課 介護保険課 介護保険課

具体的施策 17 安心して暮らせる生活環境づくり

施策の方向		事業名	所管課
61	単身高齢者や高齢者世帯、障害のある人が安心して生活できるよう、「食」の自立支援など各種在宅サービスや介護予防事業等の保健福祉サービスの充実に努めます。	シルバーハウジング生活援助員派遣事業の実施 単身高齢者家賃助成事業の実施 日常生活用具の給付・貸与 軽度生活援助事業の実施 緊急通報装置の設置 配食サービスの実施 高齢者・重度障害者等住宅改造助成事業の実施 入浴サービスの充実 障害者自立支援法による居宅生活支援及び施設訓練等支援 精神障害者居宅生活支援 日常生活用具の給付 身体障害者補装具交付事業 健康教育の充実(89再掲) 健康相談の充実(89再掲) 機能訓練の実施 社会福祉協議会及び社会福祉事業団への助成(64再掲) 年金制度の周知徹底	高齢福祉課 高齢福祉課 高齢福祉課 高齢福祉課 高齢福祉課 高齢福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 健康増進課 健康増進課 健康増進課 福祉政策室 国民年金課
62	権利侵害を受けやすい認知症高齢者や障害のある人が自立し、安心して地域生活が送れるよう、地域福祉権利擁護事業(注1)の普及、定着を図ります。	地域福祉権利擁護事業の実施	高齢福祉課 障害福祉課

63	身寄りのない、判断能力が不十分な認知症高齢者や障害のある人の権利擁護に向けて、成年後見制度支援事業（注2）の周知を図り、その促進に努めます。	成年後見制度支援事業の実施	高齢福祉課 障害福祉課
64	ノーマライゼーション（注3）の理念の浸透を図るとともに、バリアフリー（注4）の視点に立ったまちづくりを推進し、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境整備に努めます。	障害者作業所の育成・充実 障害者の福祉的就労の促進 重度障害者福祉タクシー料金の助成 手話通訳の派遣制度の充実 障害者雇用奨励金制度の充実 社会福祉協議会及び社会福祉事業団への助成（61再掲） 地域福祉計画の進行管理	障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 労働福祉グループ 福祉政策室 福祉政策室

（注1）地域福祉権利擁護事業

権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者の権利を擁護するため、また安心して在宅生活ができるように経済生活支援サービス等を提供する（事業の実施機関は（社）高槻市社会福祉協議会）

（注2）成年後見制度支援事業

判断力が不十分な認知症高齢者等のうち身寄りのない者において、当事者による申立てが期待できない状態にある者についての権利擁護を図るため、その支援策として特に必要と認めるときに、家庭裁判所に対し、後見・保佐・補助の開始の審判の請求を行う。

（注3）ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人たちが保護・隔離など特別視されることなく、あるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受し、生活し活動することが当然視される社会が、社会のあるべき本来の姿であるという考え方やその方法。

（注4）バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。

具体的施策 18 高齢者等の社会参加

	施策の方向	事業名	所管課
65	<p>だれもが生涯にわたって学び、学習活動を通じて新たな人間関係を育み、高齢者が経験や知識を生かしながら、障害のある人がその能力や意欲を発揮しながら、豊かな人生を歩めるよう、生涯学習、地域活動等への男女共同参画に向けた取組を推進します。またこうした活動に携わるNPO等の裾野を広げ、地域に根付いたものとするため、その支援に向けた環境づくりに努めます。</p>	<p>老人クラブへの活動支援            生きがいと健康づくり推進事業の実施            街かどデイハウス事業の実施            敬老無料入浴事業の実施            市バス無料乗車証の交付</p> <p>ボランティア・NPO 活動の促進            ボランティア講座の開催            家庭教育講座・高齢者教養講座等の実施            グループ活動の促進</p>	<p>高齢福祉課            高齢福祉課            高齢福祉課            高齢福祉課            高齢福祉課            障害福祉課            コミュニティ推進課            公民館            公民館            公民館</p>
66	<p>高齢者の就業安定を図るため、関係機関と連携して求人情報の提供や職業・労働相談の充実を図り、高齢者の知識や経験を生かした就労機会の拡大に取り組みます。</p>	<p>シルバー人材センターの拡充</p>	<p>高齢福祉課</p>

## 課題 7 国際的協調による男女共同参画の推進

昭和 50(1975)年の国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画では、3つのテーマ(平等・開発・平和)が掲げられ、これに続く「国連婦人の 10 年」を契機として、我が国の女性の地位向上を目指す取組が強化されてきました。

特に、「国連婦人の 10 年」の最終年に女子差別撤廃条約を批准するに当たっては、国籍法等、国内の法制度を条約に合うように整備するなど、我が国の男女共同参画の取組は国際的な動きと連動しながら進められてきました。

男女共同参画社会基本法は、第 7 条で男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとしています。男女共同参画の推進に大きく貢献している国際的な条約や世界女性会議での成果などを広く市民に広報し、意識の啓発を図っていきます。

また国際化の進展により、経済、文化をはじめ市民生活のあらゆる分野で世界との結びつきが強まっています。しかし、平等はもとより、開発・平和においても依然多くの問題を抱え、とりわけ女性が厳しい状況に置かれています。市民一人ひとりが、国際交流・協力活動の重要な担い手であることを意識し、相互に連携しながら、主体的に国際交流・協力に取り組んでいく必要があります。

高槻市には、平成 19(2007)年 3 月末現在で 54 か国、3,117 人の外国籍の人たちが暮らしています。こうした人々と互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していかななくてはなりません。言語や風俗、習慣等の違いから日常生活で困ることのないよう、外国語による生活情報の提供を充実し、共に住みよい地域社会をつくっていく視点に立って、取組を進めていくよう努めます。

### 具体的施策 19 男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供等

	施策の方向	事業名	所管課
67	世界女性会議の成果等、男女共同参画に関する国際的な情報を収集・提供し、広報、啓発を行うことにより、国際社会の一員としての市民意識の向上を図ります。	世界の男女共同参画に関する情報・資料の収集と提供	都市交流課 男女共同参画課

具体的施策 20 国際理解の促進、支援

施策の方向		事業名	所管課
68	市民や民間団体における国際交流・国際協力活動を促進するため、情報提供やネットワーク化を推進します。	親善訪問団等の派遣 国際理解の推進 国際交流事業への女性の参加・参画の促進 姉妹・友好都市等の女性との交流支援	都市交流課 都市交流課 都市交流課 都市交流課
69	異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進することにより、国際的な人権意識の向上につなげます。	異文化理解のための講座の実施 高槻市人権啓発推進協議会における講座等の開催(15、72、75 再掲) 人権を考える市民のつどい等の行事・講座等の開催(15、72、75 再掲) 啓発紙による情報提供(72、75 再掲) 多文化共生・国際理解教育事業の推進	男女共同参画課 人権室 人権室 人権室 指導課 青少年課
70	在住外国人女性については、女性であることにより二重の差別を受けられる可能性が高いことから、必要な各種情報を多様な言語で効果的に提供できるよう、関係機関と連携した支援を進めます。	関係機関との連携による多言語情報の提供 外国人女性に対する相談事業の実施 府との連携による外国人女性に対する相談事業の周知	都市交流課 都市交流課 男女共同参画課

### **基本課題 3**

男女の人権を推進・擁護する社会を目指して

## 課題8 女性に対する暴力の根絶

DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為（注）性犯罪、買春などの女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会的・構造的な問題であるにもかかわらず、これまで潜在化し、社会の理解も不十分で、個人的問題や家庭内の問題としてとらえられてきました。女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担や経済的格差などの男女が置かれている状況や、過去からの女性差別の意識の残存に根差した構造的な問題としてとらえ、対応することが必要です。

女性に対する暴力の根絶に向けて、暴力は女性に対する重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、暴力を許さない社会の意識醸成に努めることが必要です。また、暴力加害者を生むことは、被害者ばかりでなく社会に対しても深刻な影響を及ぼし、社会的な損失も大きいことから、暴力の発生を予防する取組を進めていきます。

夫や恋人等からの暴力については、これまで犯罪であるという認識が充分でなく、家庭内の問題として潜在化していました。市民意識調査では、女性の3人に1人が、身体的・心理的にかかわらず、何らかの暴力を経験しています。また、女性回答者の3.7%が「命の危険を感じるくらいの暴力」を受けた経験があると答えるなど、深刻な被害の実態が明らかになっています。しかし、被害を公的機関に相談したり、届け出ることには抵抗を感じる人が多いため、被害の実態把握や問題の解決を困難なものにしています。市民意識調査でも、誰かに打ち明けたり、相談したかという質問に、被害を受けた女性の58.5%が「どこにも相談しなかった」と答えています。

DV防止法の第2条には、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有することが規定されています。国・大阪府の施策と連携して、DV防止の啓発、被害者への相談・カウンセリング、支援、加害者への教育等の取組を推進します。

夫・恋人等からの暴力は、目撃した子どもの心に大きな傷を負わせる「児童虐待」でもあります。また、暴力そのものが女性だけでなく子どもに向けられることもあります。児童虐待や子どもに対する性犯罪が多発する状況から、子どもへの暴力の防止に向けた取組に力を入れていきます。

### （注）ストーカー行為

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為。その行為をする人がストーカー。

具体的施策 21 暴力を許さない社会の意識醸成

	施策の方向	事業名	所管課
71	<p>幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、男性に暴力を許容する意識を改めさせるなど、非暴力の教育に取り組みます。そのために暴力によらないコミュニケーション能力を養成する非暴力プログラムや教材の開発、それを教える教師、リーダーの養成を関係機関やNPO等の民間団体と連携して取り組みます。</p>	<p>幼稚園や保育所での指導の中で男女平等観に立った教育の推進(29再掲)</p> <p>幼児教育・保育関係者指導者研修の充実(28再掲)</p> <p>府等との連携によるDV防止プログラムの実施等</p> <p>人権教育・生徒指導研修講座等の充実</p>	<p>保育課 指導課</p> <p>保育課 教育センター</p> <p>男女共同参画課</p> <p>教育センター</p>
72	<p>DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、買春など、女性に対するあらゆる暴力を防止するため、女性の人権に関する認識を深めるとともに、根絶に向けての意識啓発を推進します。</p>	<p>男女共同参画に関する学習・講座の充実(15、32、75再掲)</p> <p>女と男のつどい・シンポジウム等の開催(15、75再掲)</p> <p>広報紙による広報活動の充実(17、75再掲)</p> <p>男女共同参画に関する図書・資料の充実(13、17、20、75再掲)</p> <p>情報交流誌等の発行(17、75再掲)</p> <p>高槻市人権啓発推進協議会における講座等の開催(15、69、75再掲)</p> <p>人権を考える市民のつどい等の行事・講座等の開催(15、69、75再掲)</p> <p>啓発紙による情報提供(69、75再掲)</p> <p>男女共同参画に関する図書・資料の充実(13、17、75再掲)</p>	<p>男女共同参画課 社会教育課 公民館</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>人権室</p> <p>人権室</p> <p>人権室</p> <p>人権室</p>

具体的施策 22 暴力の発生を防ぐ環境づくり

施策の方向		事業名	所管課
73	表現の自由、営業活動の自由を尊重しつつ、性の商品化や、青少年の育成に悪影響を及ぼす商業活動の自制など、関係機関や民間団体と連携して、暴力を発生させない環境づくりに取り組みます。	青少年環境啓発の推進(74 再掲) 性の商品化についての問題意識の啓発(74 再掲) 安全なまちづくり推進協議会及び高槻警察署管内防犯協議会との連携による地域の防犯対策の推進(74 再掲)	青少年課 男女共同参画課 危機管理課
74	携帯電話やインターネット上の買春や児童ポルノなどの有害情報等により、市民が犯罪に巻き込まれないよう、関係機関や民間団体と連携して、安全なまちづくりに取り組みます。	青少年環境啓発の推進(73 再掲) 性の商品化についての問題意識の啓発(73 再掲) 安全なまちづくり推進協議会及び高槻警察署管内防犯協議会との連携による地域の防犯対策の推進(73 再掲)	青少年課 男女共同参画課 危機管理課

具体的施策 23 夫・恋人等からの暴力への対策

施策の方向		事業名	所管課
75	DVが男性優位の考えに基づく女性への人権侵害であり、犯罪であるとの意識啓発を推進し、DV防止法の周知を図ります。	男女共同参画に関する学習・講座の充実 (15、32、72 再掲) 女と男のつどい・シンポジウム等の開催(15、72 再掲) 広報紙による広報活動の充実(17、72 再掲) 情報交流誌等の発行(17、72 再掲) 男女共同参画に関する図書・資料の充実 (13、17、20、72 再掲) 高槻市人権啓発推進協議会における講座等の開催(15、69、72 再掲) 人権を考える市民のつどい等の行事・講座等の開催(15、69、72 再掲) 啓発紙による情報提供(69、72 再掲) 男女共同参画に関する図書・資料の充実 (13、17、72 再掲)	男女共同参画課 社会教育課 公民館 男女共同参画課 男女共同参画課 男女共同参画課 人権室 人権室 人権室 人権室

76	D Vへ適切に対応するため、相談対応マニュアルを作成するとともに、高槻市の福祉事務所、相談窓口、教育等の各組織や配偶者暴力相談支援センター（注 1）、警察等の関係機関との連絡体制を整備します。	D V相談対応マニュアルの作成 D V対応連絡協議会の活用	男女共同参画課 男女共同参画課 関係課
77	被害者の一時保護には民間のシェルター（注 2）の役割が欠かせないことから、大阪府と高槻市の連携で実効あるシェルターの支援に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能拡充を国・大阪府に働きかけます。	民間シェルターへの理解と協力、支援を促すセミナー等の開催 配偶者暴力相談支援センターの充実要望	男女共同参画課 男女共同参画課
78	D Vの実態の把握に努めるとともに、夫・恋人などからの暴力の被害者が適切な相談、カウンセリングを受けられるよう、D V相談機能を充実し、その周知を図ります。	男女共同参画に関する市民意識・実態調査の実施(14 再掲) 女性相談の充実・周知(59 再掲) 人権相談の充実・周知 母子自立支援員による相談等の充実・周知(59 再掲) 保健指導の強化・充実（89 再掲）	男女共同参画課 男女共同参画課 人権室 児童福祉課 健康増進課
79	D V防止法では加害者が再びD Vを起こさないためのケアが不十分であることから、D Vを起こさないための非暴力プログラムや、加害者訓練プログラムの開発を国・大阪府に働きかけます。	D V防止プログラムの開発要望	男女共同参画課

（注 1）配偶者暴力相談支援センター

D V防止法（第 3 条第 1 項）では、都道府県は、「婦人相談所その他の適切な施設」において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが定められている。大阪府では、婦人相談所にあたる、東大阪市にある女性相談センターを中心として、ドーンセンターと府内 6 つの子ども家庭センターが配偶者暴力相談支援センターの機能を担う。

（注 2）シェルター

被害者を一時的に保護する施設のことをいう。

具体的施策 24 子どもに対する暴力の防止

施策の方向		事業名	所管課
80	学校内における子どもに対するセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、学校と教育委員会が一体となった連携のもとで取り組みます。	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた連携	指導課
81	登下校時等の性犯罪など、子どもが被害者となる性暴力を防止するため、警察等と連携し、地域安全情報を家庭、PTA等へ積極的に提供するなど、安全・安心なまちづくりに取り組みます。	警察等との連携、地域安全集会の実施	指導課 青少年課
82	性暴力の犠牲になることを防止するための適切な力を子ども自身が身につけるプログラム等を、子どもや親、教育関係者を対象に実施します。	子どもへの暴力防止プログラム等による研修の実施	指導課 教育センター 社会教育課 青少年課 公民館
83	携帯電話やインターネット等を利用することにより、子どもが犯罪に巻き込まれないよう安全教育を進めます。	高度情報通信ネットワーク社会に対応した安全教育の実施	指導課
84	児童虐待は性別役割分担を背景として、男性の育児への不参加やDVとも深く関わっていることから、家庭内の問題に止どめることなく、関係機関と連携して、予防と発見のための相談機能の充実や啓発等に取り組みます。	市児童虐待防止連絡会議の連携による虐待防止対策の推進	子育て総合支援センター 関係課

## 課題9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立 (女性の生涯にわたる健康の確保と自己決定権の尊重)

女性は、妊娠や出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の変化や問題に直面します。大阪府の平成11(1999)年の「男女協働社会をめざす府民意識調査」では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度は1%という低さです。女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持のために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという女性自身の身体の自己決定権に関する認識の重要性を広く社会に浸透させていくよう努めます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方にに基づき、女性がその健康状態に応じた的確に自己管理できるよう健康教育・啓発を行うとともに、男性が女性の性と健康に理解を深められるよう、男性への啓発等も進めなければなりません。

また、不妊等が社会問題となっていますが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点で、産むことが女性の義務とならないよう、適切な情報の提供を行います。

健康保持対策については、出生期から高齢期までのライフステージに応じた取組が必要ですが、市民意識調査では、女性は男性に比べ全ての年齢層で健康診査の受診率が低い状況にあります。特に未就労者、自営業者、パート労働者等の未受診に留意しなければなりません。

また、スポーツ活動を通じての健康増進や健康づくりの推進を図る必要があります。女性の生涯にわたる健康を支援するため、総合的に対応できる体制への取組を推進していきます。

性に関する興味本位な情報が氾濫し、青少年に与える影響が大きく、学校教育や社会教育における性教育の役割は重要になっています。子どもから大人までを対象として、身体機能の相違を理解し、互いの違いが差別や不利益の理由にならないよう、男女が互いの性を尊重する考え方を身に付けるような啓発と、正しい性に関する情報の提供と学習の機会や相談体制の整備に努めます。

### 具体的施策 25 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

施策の方向		事業名	所管課
85	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を広く社会に浸透させるため、あらゆる機会をとらえて、分かりやすい啓発や情報の提供等を行います。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する学習、講座等の実施 関係図書・資料の充実  思春期保健対策事業の実施	男女共同参画課 人権室 男女共同参画課 人権室 保健所総務課

86	女性が母性に縛られることなく、また出産が女性へのプレッシャーとならないよう、妊娠出産に関しての女性の自己決定権の尊重や、ライフスタイルの多様性への理解を深めます。	妊娠出産に関しての自己決定権の尊重やライフスタイルの多様性への理解の促進	男女共同参画課
87	学校教育や社会教育において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方にに基づき、女性が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し、行使できるように性教育の内容を見直します。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を含んだ性教育の実施	社会教育課 公民館
88	セクシュアル・マイノリティ(注)の人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権を人権として尊重するとともに、性のあり方に中立に施策を考えます。	互いの違いを認め合う生き方の土壌づくりの推進	男女共同参画課 人権室 指導課

(注) セクシュアル・マイノリティ

セクシュアリティにおける少数者。同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー/トランスセクシュアル(身体と心の性の間に何らかの違和感がある人)などを含めた広い意味で使われる。

具体的施策 26 ライフステージに応じた健康対策

	施策の方向	事業名	所管課
89	<p>女性が主体的に健康を自己管理できるように、保健センターと保健所との連携を図り、健康教育、相談体制、健康診査等の充実を図ります。また、スポーツ活動を通じての健康・体力づくりの推進に努めます。</p>	<p>健康教育の充実(61 再掲)                      健康相談の充実(61 再掲)                      健康手帳等の交付、内容充実                      保健指導の強化・充実(78 再掲)                      基本健康診査、乳がん、子宮がん検診等、妊婦一般健康診査の充実                      骨粗鬆症予防のための健康づくりの実施                      健康リーダー育成及びリーダー活動の助成                      食生活改善推進員の育成                      市民の健康フェアの開催                      健康カレンダーの作成・配布                      市民の健康づくり事業の充実                      スポーツ施設の整備                      スポーツ情報の提供                      市民体力づくり教室の充実                      市民スポーツ指導者の育成                      スポーツ仲間づくりの推進</p>	<p>健康増進課                      健康増進課                      健康増進課                      健康増進課                      健康増進課                      健康増進課                      健康増進課                      健康増進課                      健康増進課                      健康増進課                      スポーツ振興課                      スポーツ振興課                      スポーツ振興課                      スポーツ振興課                      スポーツ振興課</p>
90	<p>健康診査の受診率を高めるため、特に子育て中の世代や、自営業に従事する人たちが受診しやすい工夫を図るとともに、女性に多いパート労働者等の受診が進むよう事業主への働きかけを行います。</p>	<p>受診向上の工夫、事業主への啓発</p>	<p>健康増進課                      労働福祉グループ</p>
91	<p>妊娠・出産期における女性の健康管理を支援するとともに、妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増えていることから、働く女性の健康管理に留意します。</p>	<p>職場における母性保護の啓発                      各種検診及び健康管理の啓発                      乳幼児健康診査事業の充実                      妊産婦及び新生児訪問指導の実施</p>	<p>労働福祉グループ                      男女共同参画課                      労働福祉グループ                      健康増進課                      健康増進課</p>
92	<p>妊娠・出産、子育てに対する男性の理解を深め、協力を促すため、「ママパパ教室」への男性の参加を促進するなど、男性に対する多彩で効果的な取組を展開します。</p>	<p>ママパパ教室、もぐもぐ教室の実施(49 再掲)</p>	<p>健康増進課</p>

93	関係部局の連携のもと、飲酒、喫煙、薬物使用等による弊害について、正しい知識の普及、啓発を図ります。	<p>飲酒、喫煙、薬物使用等の弊害に関する啓発の推進</p> <p>消費生活に関する情報提供 消費生活相談の充実 農薬・化学肥料使用基準の適正指導</p>	<p>保健所総務課 保健予防課 指導課 青少年課</p> <p>消費生活センター 消費生活センター 農政グループ</p>
----	---	---	--

具体的施策 27 性に関する情報の提供と性教育

施策の方向		事業名	所管課
94	保健所や大学、地域の専門的知識を持つ人々との連携で学校における性教育を展開するとともに、広く市民にも学習の機会を提供します。また、妊娠や避妊、性感染症、エイズ等を自らの問題としてとらえられるよう、性教育の見直しや相談体制の整備を進めます。	<p>青少年相談の充実</p> <p>性や母性保護に関する学習の推進</p> <p>性感染症・エイズ予防対策事業等の実施</p> <p>外部人材との連携による性教育の実施と見直し</p>	<p>青少年課 男女共同参画課 保健予防課</p> <p>指導課 社会教育課 公民館</p>
95	性犯罪、性暴力が低年齢化していることから、性に関する正しい理解を深めるため、就学前からの教育、情報提供を行います。	就学前からの発達段階に応じた性教育の実施	指導課
96	性教育の実施に当たっては、就学前、小学校低学年・高学年、思春期及びそれ以降と、成長段階に応じて継続的、体系的に行います。	<p>発達段階に応じた、系統的性教育の充実</p> <p>性教育指導資料の整備・活用</p> <p>学び舎ネット(家庭教育学級)に性に関する学習を取り入れる</p>	<p>指導課</p> <p>指導課 社会教育課</p>

## 課題 10 メディアにおける女性の人権尊重

映像や活字媒体などのメディアから発信される情報は、人々の意識や行動、社会規範や文化に大きな影響を与えています。高度情報化の一層の進展により、メディアの影響はさらに拡大するものと予想され、メディアを通じて女性の様々な参画の姿が広く伝達されることは、男女共同参画の意識が広く市民に浸透するということから大きな意義があります。

また、インターネットなどの情報通信の急速な普及は、大量の情報収集・発信を可能にし、女性のエンパワーメントの大きな助けになっています。市民意識調査でも女性の22.5%が「現在、インターネットを利用しており、今後も利用したい」、18.0%が「利用したことはないが、今後利用してみたい」と回答しています。

一方、メディアの発する情報にはコマーシャルに見られるように性別役割分担を助長するものや、暴力や女性の性的側面を強調する表現、セクシュアル・マイノリティの人権への配慮を欠いた表現なども少なくありません。

性別に基づく役割分担がメディアによって伝達されることは、人々の意識や行動などに影響を与え、性別にとらわれない多様な生き方の可能性を狭めることにつながります。

また、暴力等の表現を伴う情報によって、青少年の健全な育成が妨げられたり、性犯罪や女性に対する暴力が引き起こされる可能性も否定できません。インターネット上での性の商品化に関する問題など、新たな状況も生じています。

表現の自由については、もとより尊重しなければなりません。同時に、性・暴力表現等に接しない自由や、表現される側の人権にも十分な配慮がなされ、尊重されることが大切です。

また、様々な情報が氾濫する現代社会では、情報の受け手が発信された情報を読み解き、批判する力を育てていくことが重要です。

高槻市の刊行物については、市の表現ガイドライン「広報等の作成手引き」に基づき、男女共同参画の視点を踏まえ、固定的な性別役割分担にとらわれない、男女の多様なイメージを率先して表現していきます。

### 具体的施策 28 女性等の人権を尊重した表現の促進

施策の方向		事業名	所管課
97	固定的な性別役割分担を助長する表現や、暴力や女性の性を商品化する表現等の改善に向けた市民意識の醸成を図るため、メディアを検証するNPO等と連携した取組を行います。	メディアと人権に関する学習、講座等の実施	男女共同参画課 人権室 社会教育課 公民館

98	高槻市の広報活動において遵守すべき「ガイドライン」を職員に広く周知することにより、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを積極的に広報し、推進します。	表現ガイドライン「広報等の作成手引き」の周知・徹底 市刊行物等のジェンダーの視点からの点検	広報課 男女共同参画課 全部局
----	--	--	-----------------------

#### 具体的施策 29 メディア・リテラシーの育成

施策の方向		事業名	所管課
99	テレビコマーシャルやアニメから子どもたちが固定的な性別役割分担意識を刷り込まれ、無意識、無批判に暴力や性の商品化を受け入れることのないよう、メディア・リテラシー(注)に関して学校教育での取組を充実します。	メディア・リテラシーを育てる教育の推進	指導課
100	多様なメディアからの情報を分析的・批判的に読み解き、自ら発信することができるよう、メディア・リテラシーに関する情報提供、学習の機会を提供します。	新たなメディア等に関する講座の開催 メディア・リテラシーを育てる教育の推進	男女共同参画課 社会教育課 公民館

#### (注) メディア・リテラシー

様々なメディアから発信される情報について、無批判にこれを受け入れるのではなく、主体的に読み解き、自己発信する能力。

## 施策の指標

たかつき男女共同参画プランの進捗状況を把握するために指標を定めました。目標値を設定したものと、取組の方向を示したものがあります。

基本課題	指標	現状	目標値・取組の方向
男女共同参画を推進する 社会システムに向けて	審議会等委員の女性委員の割合	平成 18 年度 31.2%	平成 24 年度 50%
	女性委員のいない審議会等の割合	平成 18 年度 17.2%	減少させる
	委員公募制のある審議会等の割合	平成 18 年度 10.3%	増加させる
	女性人材リスト登録者	平成 18 年度 5 名	平成 24 年度 20 名
	市立小中学校の校長・教頭の女性の割合	平成 19 年度 小学校 19.5% 中学校 11.1%	平成 20 年度 20% (大阪府の目標値)
職場・家庭・地域における男女共同参画の実現について	性別による固定的な役割分担に賛同する人の割合 「男は仕事、女は家庭」の考え方に賛同する人、どちらかといえば賛同する人の割合	平成 13 年度 市民意識調査 全体 35.4% 男性 46.0% 女性 27.6%	減少させる
	職場での男女の平等感	平成 13 年度 市民意識調査 33.5%	増加させる
	家庭の中での男女の平等感	平成 13 年度 市民意識調査 56.3%	増加させる
	地域社会での男女の平等感	平成 13 年度 市民意識調査 43.1%	増加させる
	学校教育での男女の平等感	平成 13 年度 市民意識調査 84.4%	増加させる

基本課題	指標	現状	目標値・取組の方向
職場・家庭・地域における男女共同参画の実現について	高槻市の男性職員の育児休業取得率		平成 21 年度 10%
	高槻市の男性職員の配偶者出産休暇取得率		平成 21 年度 80%
	休日保育の実施	平成 16 年度 0 力所	平成 21 年度 1 力所
	つどいの広場の設置	平成 16 年度 0 力所	平成 21 年度 13 力所
	手話通訳の派遣制度の充実	平成 17 年度 手話通訳者 48 人 利用登録者 133 人	手話通訳者 60 人 利用登録 135 人
男女の人権を推進・擁護する社会を目指して	配偶者等から身体的・心理的暴力を受けた経験のある人	平成 13 年度 市民意識調査 全体 25.9% 女性 33.4% 男性 15.8%	減少させる
	セクシュアル・ハラスメントを受けた経験のある人	平成 13 年度 市民意識調査 全体 22.2% 女性 34.5% 男性 5.5%	減少させる
	基本健康審査の受診率	平成 17 年度 38.7%	平成 22 年度 50%
	がん検診の受診率	平成 17 年度 乳がん 8.7% 子宮がん 10.6%	平成 22 年度 乳がん 17% 子宮がん 20%

男女の平等感...女性と男性の地位が「十分平等になっている」、「ある程度平等になっている」と思う人の割合。

## 第4章 計画の推進体制

## 1 庁内推進体制の整備

---

高槻市男女共同参画推進条例（平成18(2006)年4月施行）に基づき、高槻市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていく必要がありますので、施策を総合的かつ効果的に推進するための横断的な組織である「高槻市男女共同参画推進本部」を中心に、庁内関係各課の一層の連携を図り、これまで以上に効率的なサービスを提供できる体制に努めます。

## 2 高槻市を男女共同参画のモデル職場に

---

高槻市が率先して男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを目指すことは、特に市内企業等へ与える影響が大きく、効果的と考えられます。事業所のモデル職場として、男女が生き生きと働ける職場づくりを進めます。また、そのために職員の意識向上のための研修を実施します。

## 3 市民、事業者、NPO等、大学との連携

---

男女共同参画社会の形成は、行政の力だけで達成できるものではありません。市民一人ひとりの意識改革や行動、事業者の自主的な取組が大きな力を持っています。地域、職場での市民や事業者の活動と行政が連携し、高槻市男女共同参画推進条例で規定されたそれぞれの責務に基づき、取組を行うことが必要です。

高槻市は、近年活動が活発になってきているNPO等を、まちづくりの重要な担い手と位置付けて市民参加型のまちづくりを目指しています。NPO等は、女性の社会参画の場としても、その役割が大きくなっています。NPO等の専門性を活かした提言の反映など、互いの特性を活かしつつ、対等なパートナーとして、行政とNPO等との連携に取り組みます。

高槻市内には専門分野の異なる5つの大学や、近在にも多くの大学があります。これらの大学と地域、行政が理解と協調のもとに、連携を深め、大学の持つ教育研究機能や、学生の感性と行動力を施策の展開に活かしていきます。

## 4 条例の制定

---

平成 11 (1999) 年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定され、平成 14 (2002) 年 4 月からは大阪府男女共同参画推進条例が施行されました。高槻市においても、男女共同参画社会の早期実現に向けた取組について、その実効性をさらに高めるために、高槻市男女共同参画審議会の答申に基づき、高槻市男女共同参画推進条例を平成 17 (2005) 年 12 月に制定し、平成 18 (2006) 年 4 月から施行しました。

## 5 施策の目標 (指標) 設定、評価等

---

計画を実効性のあるものとするために、高槻市の実態を踏まえた施策を立案し、わかりやすい具体的な目標 (指標) を定め、施策を計画的に実施するとともに、その実施状況を点検、評価し、公表する仕組みづくりを検討します。

実態の把握のために、統計や調査を可能な限り、男女別の把握が可能となるよう整備するとともに、実施状況の点検や評価、計画の中間見直しに当たっては、高槻市男女共同参画審議会の意見の反映や市民参加の方式を検討するなど、その客観性に留意します。

また、その施策が男女共同参画に与える影響予測について、国・大阪府の研究成果等を見ながら実施に移していきます。

## 6 苦情や意見への対応

---

高槻市男女共同参画推進条例に基づき、市の男女共同参画施策や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、第三者の苦情処理委員が苦情や意見を受付ける、「男女共同参画施策等苦情処理制度」を創設しました。今後は、制度の適切な運用に努め、運用状況の公表を行います。

なお、その他の相談等については、男女共同参画センターの女性相談や、市民相談センターを始めとする既存の相談窓口で対応します。

## 用語の解説索引

	掲載ページ
N P O .....	1 0
S O H O .....	3 3
あ	
エンパワーメント .....	5
夫・恋人等からの暴力 .....	5
か	
隠れたカリキュラム .....	2 8
家族経営協定 .....	3 4
間接差別 .....	3 3
さ	
シェルター .....	5 1
社会的性別（ジェンダー）の視点 .....	5
女性人材リスト登録者 .....	2 1
ストーカー行為 .....	4 8
性自認 .....	1 7
成年後見制度支援事業 .....	4 3
性の商品化 .....	1 7
セクシュアリティ .....	1 0
セクシュアル・ハラスメント .....	3 3
セクシュアル・マイノリティ .....	5 4
積極的格差是正措置 .....	2 1
た	
地域福祉権利擁護事業 .....	4 3
な	
ノーマライゼーション .....	4 3
は	
配偶者暴力相談支援センター .....	5 1
バリアフリー .....	4 3
ファミリーサポートセンター .....	4 0
法識字 .....	2 5
ま	
メディア・リテラシー .....	5 8
ら	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ .....	4